

臨教審の動向と技術・職業教育

佐々木 享

I

中曽根首相の提唱で臨時教育審議会（以下臨教審という）が84年9月に発足してから、1年半近くが経過した。この間臨教審は、「審議経過の概要（その1）」（84年11月）、「同（その2）」（85年4月）を公表し、85年6月26日には、はやくも「教育改革に関する第一次答申」を首相に提出した。

この第一次答申は、次の5つの具体的改革案を提起した。

①学歴社会是正のための、企業、官公庁などの採用面の改善。

②大学入学者選抜制度改善のための、国公立大学にわたる「共通テスト」の導入。

③高等教育への進学機会の拡大のために、修業年限3年以上の高等専修学校の卒業生に大学入学資格を付与する。

④現行の中学校教育と高等学校教育とを統合した一貫教育を行なう6年制中等学校を設置できるようにする。

⑤学習者の希望、学習歴、生活環境などに応じて高校教育を容易に受けられるようにするため、単位制高等学校を設置できるようにする。

これらの提言を具体化するための作業は、答申後直ちに始められたといわれ、とくに③の3年制高等専修学校（専修学校の高等課程）卒業者に大学入学資格を与える措置は、85年10月28日の文部省告示によって実施に移されている。

もっとも、答申を実施する準備に着手したといっても、①のいわゆる学歴社会を是正するために政府が何らかの措置をとったとか、あるいは準備を始めたとかいう情報は知られていない。もともと、この問題を検討してき

た臨教審の第2部会には、「審議経過の概要（その2）」に述べられていたように、わが国ではいわゆる学歴社会の弊害なるものは、他の国にくらべると余りないか、あったとしても僅かなものであり、弊害があるというのは事実の問題ではなく、あると思込んでいる国民が多いといういわば意識の問題に過ぎない、という考え方が有力であった。ところが発表後の一連の調査で採用面での学校指定制は厳然として存在することが明らかにされたり、世論の猛烈な反発を受けるなかで、学歴社会は事実としてもあるのだから改善する必要がある、と軌道修正をした経緯があった。こうした点だけからみても、政府が学歴社会是正のためにまじめに何かをしようとしているとはにはわかには信じ難い。

それだけではない。答申が提言している6年制中等学校については、種々な可能性があるとの注釈がつけられているが、結局は大学受験に強いエリート進学校になるであろうことは眼に見えている。「共通テスト」も、実際問題としては、国公立大学に行なわれている共通第一次試験を私立大学にまで拡大することになるわけであるから、偏差値選別の体制はむしろ拡大強化されるだろうと思わなくてはならない。いわゆる学歴社会と有名校をめざす受験体制とはセットになっている。一方で「学歴社会の弊害を是正する」と口ではいっていても、他方で選別体制を強化するというのでは、国民は信用しないであろう。

II

新聞が伝えるところでは、臨教審は86年1月末に「審議経過の概要（その3）」を発表し、さらに4月には第二次答申（あるいは基本答申）を提出する予定だという。いくつかの新

聞はその内容の中心点としては、①教育基本法の今日的解釈、②教員の初任者長期研修制度の導入、③教職適性審議会構想の導入、④高等教育の個性化のための大学設置基準の簡素化、⑤放送大学の全国規模への拡大などの情報化、⑥高等教育のあり方を総合的に検討する高等教育審議(ユニバーシティカウンシル)設置の提唱、⑦「人間科」(仮称)なる教科目の設置をふくむ初等・中等教育における道徳教育の強化、などがふくまれることになるだろうと伝えている。多数の問題が出されようとしているが、なかでも教育基本法の解釈の問題、教員の採用方式の改革と研修強化の問題は、重要な争点になってくるように思われる。

もともと、教育基本法をどう位置づけるかは、臨教審の発足以前から、臨教審の役割に関する最大の論点であった。自民党のなかには、教育基本法を改正すべしという議論が根強く存在しているし、それは臨教審設置法第1条が「教育基本法の精神にのっとり」と謳いあげることで一応の結着がつけられた今日においても、なくなったわけではない。臨教審の委員のなかには、教育基本法改正論者もふくまれている。臨教審は、法律の要請からして教育基本法の条文そのものの改正を提案するのは適切でないとして(最終的には条文改正案が提出される可能性はなお残されているが)、これを今日的に解釈し、創造的に発展させることを主張するだろうと伝えられている。そこで中心点は「伝統の尊重」であり、第一次答申のいう「超越的存在を畏敬する心」「日本人としての自覚」「国を愛する心」などであろうといわれている。

中曽根首相ら閣僚による靖国神社の公式参拝、君が代斉唱、日の丸掲揚に関する文部省通達などの最近の動きは、臨教審の教育基本法の「今日的解釈」の方向や内容を示唆している。戦争とその惨禍にたいする深い反省に基いて、教育によって平和な社会を築こうとする教育基本法の精神を換骨脱胎し、天皇制

と軍国主義復活への道に教育を奉仕させるようにすることが目論まれている、とみないわけにはいかない。

もう一つの重要な論点は、教員の採用、研修に対する統制強化である。新聞の伝えるところを総合してみると、初等・中等教育を扱う臨教審の第2部会が第一次答申前後から最も熱心に取り組んできたのは、教員の採用・研修をめぐる統制強化の問題であった。そのなかで、当初有力な構想として浮上していた採用面の強化と初任者研修強化を兼ねた意味をもつ試補制度の導入案は、金がかかり過ぎるという理由で消えていった。この経過は、臨教審は教育改革をすすめると言ってはいても、教育改革のために必要な金を出すつもりはなく、もっぱら統制の強化を企図していることをしめしている。

Ⅲ

少くともこれまでのところ、技術教育あるいは職業教育に関する臨教審の方針はあいまいである。85年9月の日本産業教育学会第26回大会のシンポジウムでも、臨教審は職業教育については議論をしていないのではないかという疑問が出された。出席していた臨教審専門委員(第3部会所属)の河野重男氏は、審議はしている、第一次答申では余りふれていないが、詳細については審議経過報告に目を通して欲しいと述べていた。たしかに「審議経過の概要(その2)」を詳細に読むと、職業教育関係者からのヒヤリングを行なうなど若干の審議をしたらしい様子はみられるが、臨教審が何をめざしているかは明らかではない。

ただし、「審議の経過概要(その2)」は、多数の事項を羅列した「第2部会の検討課題」のなかで、〔高校教育の活性化〕の方策としては、(ア)職業課程の飛躍的拡充と普通課程高校の見直し、(イ)高校教育の思い切った多様化・複線化と教育内容の軽減の検討、(ウ)公共職業訓練校と職業課程高校、専修学校と

の相互連携の強化、(エ)教員の資質と規律の向上、の4項目を掲げている。たしかにここでは職業教育が無視されるのではなく「飛躍的拡充」が検討課題だとされている。しかし、第2部会が掲げたこの検討課題はあまりに羅列的などの、どこまで真剣に考えようとしているのか疑問をいだからざるを得ない。高校職業学科をふくむ中等教育改革はこの第2部会ではなく第3部会の課題だったのではないかという疑問もある。

第一次答申で高校職業教育に直接に言及しているのは、「共通テスト」の導入に関連して高校職業学科卒業生には特別の配慮が必要だと述べた部分だけである。少し視野を拡げてみても、今後の検討課題のなかに「適切な進路選択を可能にする職業教育の充実」というやや意味不鮮明なことばや「中等教育について一層多様化、弾力化を図る必要があり…」ということばが見出されるくらいのものである。高校教育の多様化は1960年代から強調されつづけてきたのだから、とくに新しい政策ではない。

高校職業教育のあり方に関連した政策は、こうしたことばの片にだけでなく、実は、第1次答申が提起した3年制高等専修学校卒業生に大学入学資格を与える制度の中にもふくまれていることに注目したい。

今日の学校制度においては、その卒業生に大学入学資格を与えられる学校だけが中等学校と呼ばれ、そこで行なわれる教育が中等教育である。その意味では、戦後の日本では高等学校だけが中等学校であった。(中等教育が2段階に分けられる場合がある。今日の中学校の教育は前期中等教育である。)高校の職業学科は、制度上、職業教育であると同時に、普通科と同様にその卒業生に大学入学資格を与えるので中等教育の一環をなしている。

ところで、今回の改革により3年制の高等専修学校卒業生にも大学入学資格が与えられるようになったので、この学校も中等学校の

一種とされたことになる。今日の高校職業学科の前身ともいえる旧制度の工業学校、商業学校、農業学校などは、1943(昭和18)年までは制度上は中等学校ではなく、専門学校入学者検定規程(いわゆる専校)の無試験検定の指定を受けることによって、その卒業生にいわゆる正系の上級学校(前期の中等学校)である旧制高校あるいは大学予科への入学資格が与えられていた。つまり工業学校、商業学校等は長い間正規の中等学校ではなく、中等学校に準ずる学校であった。こうした歴史的経過に照らしてみると、3年制の高等専修学校には今回の措置によって、中等学校に準ずる学校という、かつての工業学校、商業学校等と同様の地位が与えられたわけである。昨年10月にこの指定を受けた専修学校は123校(141学科)でその在籍は2万数千人といわれる。目下のところはその影響は必ずしも大きくはないが、今後の見通しとなると軽視できない問題をはらんでいる。

無理をおしてまで高校に行かなくても、専修学校に行けばよいではないかという気運を作り出すことがその1つ。3年制の専修学校と高校職業学校の境界をことさらにあいまいにするような施策がとられる可能性もないとはいえない。高校は学校教育法1条の学校であり、普通教育と専門教育とを課す国民教育となっているが、専修学校は国民教育の機関ではないという違いは歴然と残っている。しかし、職業教育の面でみると、高校の職業学科を多様化していくと、専修学校と高校職業学科との区分は現在よりあいまいになっていく可能性があるし、ことさらにそういう政策が打ち出されてくることも予想されないわけではないのだ。

IV

臨教審のこれまでの動きのなかでは、普通教育としての技術教育つまり小学校の工作や中学校の技術科に関連する施策は全くと言ってよい程見えない。こうした問題についての

政策動向は、昨85年2月の理産審答申や、昨年秋に始められた教育課程審議会に決められるということになるのであろうか。

臨教審はいかにも大仰に教育改革を議論しているのに、普通教育における技術教育のあり方、さらに広くは普通教育における労働の位置づけというような、現代社会の公教育の根本的性格に関連するような問題を軽視しているようにみえる。

しかし、注意すべき動きは「情報化」や「人間化」と称されている施策のなかにみられるように思われる。

臨教審の発足以前から中曽根ブレーンが打ち出していた教育改革の課題のテーマは、①自由化、②多様化、③国際化、④情報化、⑤人間化、であった（「教育改革推進の基本的考え方（メモ）」『日本教育新聞』1984年5月21日付による）。「人間化」は「人格重視」となっていることもある。このうち情報化については、臨教審はこれまでも一定の議論を重ねていたが、85年9月には従来の4部会構成とは別に情報化に関する委員会（委員長は石井威望委員）を設置している。今回の「審議経過の概要」や答申では情報化に関連した提言も出されてくるだろう、と新聞は伝えている。

情報化については、周知のように85年2月の理産審答申が強調しており、そこでは工業科の情報技術科、商業科の情報処理科の増設のほか、職業教育に関する各学科の中での情報技術、情報処理に関する教育の拡充強化を謳っている。これらは、すでにかかりの県におけるマイコンの導入をふくむ具体的な施策として実施に移されつつある。

情報化に関連しては、文部省の「情報化社会に対応する初等・中等教育の在り方に関する調査研究協力者会議」が去る8月22日に「第一次審議とりまとめ」を公表し、86年3月までには最終報告書を提出するとしていることも注目される。この「第一次審議とりまとめ」

は、学校教育におけるコンピュータ利用の基本的な考え方としては、「小学校では、コンピュータ等に慣れ親しませることを基本」とすること、「中学校ではより積極的に教科の学習過程に利用するとともに、コンピュータ等に関連する事項を必要に応じて履習させ、更に生徒の適性に応ずる学習の機会を設ける等の柔軟な対応が望まれる。」高等学校では、さきの理産審答申が述べているように職業学科の報情教育を強化するとともに、「普通科においてもコンピュータ等に関する選択科目を設ける等の方途が考えられる」としている。要するに、「児童生徒にとっては少なくともコンピュータ等の利用にこだわりをもたない態度が要請され、今後の普通教育の内容としてコンピュータ等に関する基礎的な知識が必要となってくる」というわけである。

臨教審の「人間化」をめぐる論議の動向は目下のところ明らかではないが、新聞は「徳育の充実」策の一環として従来の「道徳」や勤労体験学習をも合わせた「人間科」というような新しい教科新設の動きがあると伝えている。

コンピュータの導入と道徳教育の強化という図式が見えているわけである。コンピュータは疑いもなく便利なものであるし、ME化とあいまって技術の世界を大きく変えていく可能性をふくんでいる。しかしそれが労働の強化ひいては搾取の道具として登場していることもまた事実である。総じて「情報化」については、教材化の可能性をふくめて、広い視野から科学的に検討することが求められているといえよう。（86.1.10）

（名古屋大学）

技術教育研究会への入会ご案内

技術教育研究会は、本誌P32とP62にある「活動方針」に従って自主的な活動を行っています。入会は事務局へ年会費3,000円を添えて申し込み下さい。